

## 令和7年第4回御宿町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和7年12月10日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 1 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、  
千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千  
葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 2 議案第 2 号 御宿町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3 号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4 号 令和7年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第 5 号 令和7年度御宿町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 請願第 5 号 終活支援事業の実施についての請願

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（10名）

1番	藤井利一君	2番	岩瀬環樹君
3番	塩入健次君	4番	滝口一浩君
5番	土井茂夫君	6番	北村昭彦君
7番	伊藤城祐君	8番	石井芳清君
9番	椎木藤弘君	10番	田中とよ子君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 原 宏君 副町長 田邊義博君

教 育 長 海老根 秀 昭 君 総 務 課 長 吉 野 信 次 君  
企画財政課長 金 井 亜紀子 君 産業観光課長 米 本 貴 志 君  
税務住民課長 上 野 千 晶 君 建設環境課長 伊 藤 広 幸 君  
保健福祉課長 吉 田 和 幸 君 教 育 課 長 市 東 秀 一 君  
会 計 室 長 石 井 学 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 野 和 久 君 主 任 主 事 長 谷 真 子 君

---

### ◎開議の宣告

○議長（滝口一浩君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願ひします。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛にお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

（午前 9時30分）

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉野信次君） 議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本件につきましては、現在、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が令和8年3月31日に解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、また、組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務について、情報処理技術の発展に伴い、組合で取りまとめる場合と比較して、各団体において迅速かつ簡易に試験が実施可能となったことなどから、令和8年3月31日をもって当該事務を廃止すること、そして、これらに伴い組合規約が

変更となることについて、地方自治法第286条第1項の規定により各関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表に沿ってご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

第3条第1項第14号は組合の共同処理する事務から職員採用試験の合同実施に関する事務を削除するものでございます。

別表第1は、解散する三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団を組織団体から削るものでございます。

1ページから2ページに続きます別表第2の第3条第1項第1号に掲げる事務、退職手当の支給事務及び第3条第1項第3号に掲げる事務、公務災害事務について、解散する各団体を削るものでございます。

3ページをご覧ください。

別表第2の第3条第1項第14号に掲げる事務、職員採用試験の合同実施について削るものでございます。

附則でございますが、この規約の施行日を令和8年4月1日とするものでございます。

なお、本案はそれぞれ構成団体で議決を得た後、千葉県市町村総合事務組合において県へ規約変更の届出を行い、許可を受け次第、同組合により告示される予定でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

---

## ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君）　日程第2、議案第2号　御宿町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君）　議案第2号　御宿町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月12日に公布されたことにより、児童福祉法の一部が改正され、改正後の児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、同法第34条の16第1項の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするもので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに対応できる支援を強化するため、現行の乳児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件に問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付が創設されました。

令和8年4月1日からは、全市町村において実施の義務が課せられ、当町でも実施するものです。

児童福祉法の規定により、乳児等通園支援事業の設備運営に関する基準に従い、または参酌し、条例により職員配置や設備基準を定める必要があり、御宿町乳児等通園支援事業の設備運営に関する基準を定める条例を制定するものです。

御宿町においては、国基準と異なる内容を定めるべき地域の実情には特にないため、参酌するべき基準も含めて全て国基準の内容としています。

また、現在御宿町においては、この乳児等通園支援事業を実施できるのは御宿認定こども園のみであり、ほかに該当となる事業所等はございません。

それでは、条例の内容をご説明します。

初めに、条例の構成ですが、第1章が総則、第2章が乳児等通園支援事業について、第3章が雑則となっております。

第1条から第20条までは、趣旨、定義、一般原則、安全計画の策定、虐待の防止、衛生管理、秘密保持、苦情対応等を定めています。

第21条は、乳児等通園支援事業の区分について定めており、一般型乳児等通園支援事業は、

保育所等の本体とは別に定員を設け、専従職員を配置して実施する事業となり、余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所の利用定員に余裕がある場合に、利用定員の範囲内で実施する事業となります。なお、御宿認定こども園では、余裕活用型の乳児通園支援事業等の実施を予定しています。

第22条から第25条までは、設備及び職員に関する基準となります。面積につきましては、第22条に定めるとおりでございます。職員につきましては、第23条に定めるとおり、職員数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上3歳未満の乳児おおむね6人につき1人以上として、そのうち半数以上は保育士とするとしています。ただし、1事業所につき2人を下回ることはできないとしています。また、職員は専従とするが、保育所等を一体的に運営する場合は、専従職員を1人とすることができるものとしています。

第26条では、余裕活用型乳児等通園支援事業の基準を定めており、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業所の各施設に係る設備及び運営に関する基準とするものと定めています。

第27条は、余裕活用型乳児等通園支援事業についての準用です。

第28条は、電磁的記録について、記録やその他の書類については、電磁的記録について行うことができるものと定めています。

施行期日は令和8年4月1日からとしています。

こちらは、乳児等通園支援事業をする上での認可条例となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

この議案は、先般、こども誰でも通園制度、11月26日開催の協議会で、今後の事業内容として説明を受けた事業であるということによろしいでしょうか。

（石井議員「議長」と呼ぶ者あり）

○8番（石井芳清君） それでは、その次に説明いただいた資料の中で、この実施に関することで説明を受けたいと思います。

まず、対象者0歳6か月から3歳未満で保育所等に通っていない子どもが該当者であるというふうにうたわれているというふうに思うわけでありますが、これは、町外の方も含めてなんですかけれども、例えば東京で保育所に通っているという子どもは、御宿町でこの制度が利用で

きるのか、できないのか、保育所等という概念ですよね。まず、それはどのようにになっているか説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 国のほうで示されているQ&Aによると、認可保育所とかに通っている子ども等は対象外になるということで話を受けております。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

例えば御宿町は、観光、また、別荘等ですか。そういう形でご利用されている町外の方がたくさんいらっしゃると思うんですね。いわゆる長期間いらっしゃると。そういう方々で、お住まいの地域で、そういうところに通われている子どもは、こちらに来た場合に、この制度は利用できないということになるわけですか。そのことの確認をお願いします。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 認可されている保育所に通っている子ども等は対象外ということで、国からのほうで示されております。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

正確な文言だと思うんですけども、認可、認可していないというか、そういうものがあるのかというのが、私がちょっと想像できないんですね。いろんな形があるのかなと、御宿町は1つしかないので、その認可外というのがどういう形態があるのかと。それが例えば、ある地域であったら、認可外の保育にどの程度通っているのかとかということですね。

法律上の仕切りは分かるわけですけれども、じゃ、どの程度の人たちがいるのか、いないのかと。利用できるのか、できないのかということですね。今、おっしゃっているのは。法律上はそのとおりなんでしょうけれども、実際、じゃ、どの程度そういう方がいらっしゃるのかと。ですよね。そこを説明いただきたいんです。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） すみません、令和8年度入学予定の内、町で保育所に通わない子どもは、一応町で把握していて、対象となる方が11名程度いるというのは把握しているんですが、観光とかで来る方がどのくらいいるかというのをちょっと把握していないので、ちょっと申し訳ないんですが、すみません。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 分かりました。当町では11名の方が今利用されていないと。ですから、11名の方は利用できるということですね。分かりました。

それと、具体的な利用方法ですけれども、これは4段階あって、町への利用登録の認定申請、また、2、利用園への初回面談予約、3、両園との面談、4、両園への予約という形で、町内の方々は、そんなに御宿町は広くないので、こういう相談ですか、このステップを踏むということは難しくないと思うんですね。町外から来られた方々、認定外、要するにこの事業が利用できる方々について、具体的にどんなふうに考えておられるのか。利用できるまでの実施についての、どのように考えて、利用者がどうすればいいのかという、実際の事務について説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 実際に利用する流れにつきましては、お住まいの市町村の方へ利用の申請をしていただきまして、その町にて、利用の資格があるかどうかを確認します。システムのほうに利用の認定を行いまして、その後、利用者の方が全国共通のこども園等と面談して、その後、実際に利用するという形になるんですが、確かに今、石井議員さんおっしゃったとおり、町の方々だったら結構速やかにできるんですが、遠くの方だと、ある程度一定の時間が要するので、ちょっと時間を要する形になるのかもしれません。すみません。そのような形で利用することになります。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

そうしますと、例えば北海道の方が御宿町に来られると。利用できる条件があるという場合は、利用する前までに本町に来て面談が必要ということで理解してよろしいでしょうか。

何のためにこの制度があるんですかねということになろうかと思いますね。

それと、ですからこの制度をせっかくつくるわけありますけれども、その実効が上がるのかということは非常に難しいのかなという感じがいたします。

もう一つ、実際、今度、子どもを預けるということだと思いますけれども、ゼロ歳6か月から3歳未満ですね。そういう子どもたちを預かるというのは、やっぱり非常に、例えば泣くだとか含めて、対人関係ですよね。そういうことも含めて非常に難しいと申しましょうか、個性があると申しましょうかという中で、やっぱり手厚い対応が取らなければならないと。というのはやっぱりそれに、そういうことが高度と申しましょうか、いろんなことができる、そういう

うきちんとした保育士と申しましょうかを含めて対応が必要だと思います。

しかし実際には、なかなかそういう保育士の方、全国的に、今、人員難ということで、なかなか手だてが取れないという中で、例えば保育する子どもの数を増やすだとかということは足らないということなんだと思うんですよね。そういう対応が実際取られている中で、こういう大切な子どもたちをきちんと預けるための今後の運用ですね。これは町としてはやはり、それに対してフォローと申しましょうか、保育士の確保も含めて、やはり特別な対応が必要だとうふうに私は考えるわけでありますけれども、それについてはどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） こちらのほうは4月からの運用になります。実際に、今、石井議員さんもおっしゃられたとおり、現場のほうも大変だと思いますので、運用にあたって、保健福祉課と現場がよく話をして、保育士さんが過度の負担にならないように、どういったほうがいいか、よく話して運用していくべきだと思います。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきまして、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第3、議案第3号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 議案第3号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、令和7年10月1日の児童福祉法等の改正により、保育所等の職員による虐待について、虐待通報義務、自治体が行った措置に係る児童福祉審議会への報告、都道府県による虐待の状況等の公表に関する規定が新たに設けられました。

これに伴い、被措置児童等、虐待を定義する児童福祉法第33条の10において、新たに第2項及び第3項が設けられたため、本条文を引用する御宿町条例にこれを反映するものです。

また、あわせて、令和7年9月16日の内閣府令の改正により、健康診断項目の省略可能の規定が追加されました。これは、乳幼児健康診査の内容が保育所等で行う健康診断と全部または一部が重なり、かつ保育所の園長などが結果を把握している場合は、健康診断の全部または一部を省略することができるようになりました。

これに伴い関連する条例の規定を改正します。

第1条は、御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

第2条は、御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

第3条は、御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例となります。

新旧対照表をご覧ください。

1ページ、御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

第25条では、児童福祉法第33条の10各号を第33条の10第1項各号に改め、さらに、幼保連携型認定こども園、幼稚園の特定教育・保育施設の職員について参照する条例を加えるものです。

次に、2ページ、御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についても、先ほどと同様、第12条において、児童福祉法第33条の10各号を第

33条の10第1項各号に改めるものです。

また、第17条において、健康診断項目の省略可能の規定を追加するものです。

次に、3ページ目、御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これまでの2つの条例と同様、第12条では、児童福祉法第33条の10各号を第33条の10第1項各号に改めるものです。

最後に附則ですが、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第4、議案第4号 令和7年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 議案第4号 令和7年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第2号についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ188万1,000円を追加し、

補正後の予算総額を10億5,020万9,000円と定めるものです。

補正の内容は、令和7年度税制改正に伴う給与所得控除の引上げにより、介護保険料算定の所得基準判定に影響が生じるところ、介護保険料の収入減少を可能な限り防ぐ観点から、本税制改正の影響を遮断するため、介護保険法施行令が改正となりました。このことから、基幹系システムを改修する必要が生じ、改修に要するための費用を補正するものです。

各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細により説明させていただきます。

歳入予算でございます。

6ページをご覧ください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護保険事業補助金の94万円は、システム改修に伴う国庫補助金です。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金の94万1,000円の増額は、システム改修に伴う一般会計からの繰入金となります。

次に、歳出予算でございます。

8ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の188万1,000円は、システム改修に伴う委託料となります。

以上、歳入歳出予算に188万1,000円を追加しております。

説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで15分間休憩いたします。

(午前 9時59分)

---

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時18分)

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第5、議案第5号 令和7年度御宿町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 議案第5号 令和7年度御宿町一般会計補正予算（案）第3号についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出それぞれ1億1,085万5,000円を追加し、補正後の予算総額を46億8,998万5,000円と定めるものでございます。

第2条は、繰越明許費に関する規定、第3条及び第4条は債務負担行為と地方債の追加及び変更を定めるものでございます。

それでは、内容につきまして、補正予算書の事項別明細に沿ってご説明いたします。

初めに歳入予算をご説明いたしますので、10ページをご覧ください。

1款町税、1項町民税、2目法人の2,000万円は、現年課税分で決算見込額を踏まえ追加するものです。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金の6万2,000円は、就学援助費補助金の中学校分で、特別支援教育就学奨励費の増加に伴い、所要額を追加するものです。

16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金の18万2,000円は子ども医療補助金で、子ども医療対策事業費の増加に伴い、所要額を追加するものです。

6目教育費補助金の16万6,000円は、公立学校給食費無償化事業補助金で、第三子以降学校給食費補助金の増加に伴い、所要額を追加するものです。

20款1項1目繰越金の6,544万5,000円は純繰越金で、収支の不足に対応するため追加するものです。

21款諸収入、2項4目雑入の180万円は、旧御宿高校光熱水費の収入で、使用料の増加に係る中央国際学園の負担分を追加するものです。

22款1項町債、1目総務債の390万円は、防災施設整備事業債で、全国瞬時警報システムの更新に対応するため追加するものです。

2目衛生費の940万円は、町管理街路灯整備事業債で、海岸通り等の街路灯LED化改修工事に対応するため追加するものです。

6目教育債の990万円は、学校施設整備事業債で、中学校屋内運動場等の空調設備設計事業に対応するため追加するものです。

次に、歳出予算をご説明いたしますので、12ページをご覧ください。

歳出予算につきましては事業ごとにご説明させていただきますが、2款総務費と6款商工費及び9款教育費の2節給料から4節共済費までの各予算は、職員人件費の調整でございますので、個別の説明は省略させていただきます。

1款1項1目議会費の3万1,000円は、議会運営事務費の備品購入費で、議場傍聴席のモニター用LANケーブル等の購入費です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の総務管理事務費45万4,000円は、今月に予定しておりますスペイン大使との交流事業等に係る交際費5万4,000円と、郵便料40万円の増額は、決算見込みを踏まえ、所要額を追加するものです。電算管理事務費の1,761万円は、電子計算機使用料で、自治体システムの標準化の延期に伴い、既存システムの使用期間を延長する必要が生じたことから所要額を追加するものです。

3目財産管理費の町有財産管理事業266万7,000円は、旧御宿高校の光熱水費を追加するほか、町有地の樹木が民地に侵入しているなど緊急な対応が必要となったことから、それぞれ所要額を追加するものです。庁舎管理事業の230万円は、庁舎の光熱水費及び修繕料に不足が生じることから、決算見込みを踏まえ、所要額を追加するものです。

6目防災諸費の396万円は、防災関係事務の委託料で、全国瞬時警報システムの受信機の更新に係る費用を追加するものです。

10目公共施設維持管理基金積立金の4,000万円は、将来の財政需要に適切に対応するため追加するものです。

14ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費の94万1,000円は、介護保険特別会計繰出金で、システム改修に係る事務費分を追加で繰り出しするものです。

3目心身障害者福祉費の4万7,000円は、心身障害者福祉事務費の国庫支出金返還金で、児童虐待防止対策等総合支援事業に係る令和6年度国庫負担金の精算に伴う返還金です。

5目後期高齢者医療の483万8,000円は、千葉県後期高齢者医療給付費負担金に係る令和6年度国庫負担金の精算に伴う返還金です。

2項児童福祉費、2目児童措置費の88万1,000円は、児童手当支給事業の国庫支出金返還金で、令和6年度児童手当の国庫負担金の精算に伴う返還金です。

3目こども園費の11万7,000円は、こども園運営事業の防犯カメラリース料で、既存のカメラが故障し、早急な対応が必要なことから、所要額を追加するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費の環境衛生事務費1,064万9,000円は、火葬場解体事業に係る委託料及び工事請負費643万4,000円と、備品購入費421万5,000円は、ごみの減量化、資源化を推進するための粉碎機等の機材を購入するほか、環境整備用作業車に不具合が生じ、早急な対応が必要なことから、それぞれ所要額を計上するものです。景観美化推進事業の1,050万円は、未改修となっている海岸通り等の街路灯LED化改修工事費です。

4目子ども医療対策費の70万円は、子ども医療対策事業に係る扶助費で、利用実績から不足が見込まれるため、決算見込みを踏まえ、所要額を追加するものです。

14ページ下段から16ページに係る7款土木費、3項住宅費、1目住宅総務費の130万円は、住宅管理事務事業に係る修繕料で、町営富士浦団地の施設整備等に不具合が生じ、早急な対応が必要なことから、所要額を追加するものです。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の63万7,000円は、御宿小学校管理事務事業で、チャイムやプリンターが故障し、既存の予算で早急に修繕したことから、需用費と使用料及び賃借料に不足が生じるため、決算見込みを踏まえ、それぞれ所要額を追加するものです。

3目旧布施学校組合管理費の57万2,000円は、旧布施小学校の樹木伐採委託で、旧布施小学校敷地内の樹木が民地に侵入しており、緊急な対応が必要となったことから、所要額を追加するものです。

3項中学校費、1目学校管理費の990万円は、中学校屋内運動場等の空調設備設置事業に係る設計委託費です。

2目教育振興費の31万円は、就学援助事業に係る扶助費で、新規認定により対象生徒が増加したことから、決算見込みを踏まえ、それぞれ所要額を追加するものです。

5 項保健体育費、3 目学校給食費の294万5,000円は、学校給食事務事業に係る負担金補助及び交付金で、物価高騰による食材料費や調理施設の修繕料の増加に伴う勝浦市学校給食共同調理場負担金261万3,000円と、第三子以降学校給食費補助金33万2,000円は、新規認定により対象者が増加したことから追加するものです。

次に、第2条の繰越明許費をご説明いたします。

4ページの第2表繰越明許費の表をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費の全国瞬時警報システム更新事業につきましては、システムの調達から事業完了までに6か月程度を要する見込みであり、年度内完了が困難なことから、繰越明許費に設定するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費の町管理街路灯LED化事業につきましては、機材等の調達から事業完了までに6か月程度を要する見込みであり、年度内完了が困難なことから、繰越明許費に設定するものです。

続きまして、第3条の債務負担行為をご説明いたします。

5ページの第3表債務負担行為補正の表をご覧ください。

債務負担行為の追加といたしまして、総合計画策定事業については、令和7年度から令和8年度までの2年間で800万円を限度に債務負担行為を設定するものです。第5期ちば電子申請サービス提供業務については、令和7年度から令和12年度までの6年間で266万6,000円を限度に債務負担行為を設定するものです。

次に、債務負担行為の変更といたしまして、町営プール電気設備更新工事については、設備の基準変更に伴い工事費用に不足が生じるため、限度額を1,500万円に増額するものです。

続きまして、第4条の地方債についてご説明いたします。

6ページの第4表地方債補正の表をご覧ください。

地方債の追加及び変更でございます。

町管理街路灯整備事業及び学校施設整備事業を追加し、防災施設整備事業の限度額を変更するもので、内容につきましては歳入予算でご説明しましたとおりでございます。

以上、歳入歳出予算に1億1,085万5,000円を追加しております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 6番、北村でございます。

17ページ、小学校管理事務事業の2つ目、旧布施小学校管理事業の中の樹木伐採委託、これについてお伺いしたいと思います。

民地侵入によるというご説明でした。布施小は、閉校になって使っていないと、どんどん維持管理費もかかっていくというところだと思うんですが、今回のこれについては、57万円何がしということで、それなりに大きな伐採作業だったのかなと思うんですけども、根元からもう切り倒しちゃって、今後、かかるないという類いのものなのか、あるいは数年置きにかかっていくような類いのものなのか、まずそれについて教えてください。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） それでは、旧布施小学校の管理事業、樹木の伐採委託についてですが、先ほど説明もございましたが、布施小学校の敷地の外周にあります樹木、南の西側になりますが、こちら隣接する民家の屋根のほうに届いておりまして、影響を及ぼす可能性が高く、危険であるため伐採を行うというものでございます。

こちらの屋根部分のほうの撤去と、あとは根元から切らせてもらえばと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） ということは、根元から切ってしまえば、今後はかかるないということで、理解でよろしいでしょうか。分かりました。

あとは、その他、こういうことがいろいろと今年度もかかってきて、それから今後もかかっていくと思うんですが、こういった維持管理にかかる費用、毎年どのくらいを見込んでいるのか。それから、先ほども申し上げたとおり、年を追うごとに、どんどんかかっていくというようなこともある程度見込んでいかなければいけないのかなと思っているんですが、その辺も含めてどのくらいを見込んでいるのか教えてください。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） 議員からご質問ありましたとおり、今後どうするかという活用については、いまだ検討しているところでございまして、ただ、体育館につきましては、避難場所としての設定というのもございます。教育課のほうで、今のところ維持管理費として出しているところが警備委託でしたり、光熱水費、浄化槽の維持という管理をしております。ちょっと具体的な数字については、当初の予算のほうでついていた額ということになりますので、よ

ろしくお願いします。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） 2番、岩瀬環樹です。

お聞きしたいのは、町管理街路灯LED化事業で、この街路灯はどこ、場所と、それからその数について教えてください。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 街路灯のLED化事業でございますが、現在、岩和田から浜までの海岸沿い、記念館までに街路灯が設置してございます。約50本ほど、全体でございますけれども、このうちLED化未改修のものを、現在の予定の本数は23本を予定してございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

そうすると、この23本で全てがLED化という理解でいいですか。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 今、岩瀬議員から質問がありましたが、それに追加するといいますか、御宿町全体で街路灯ってどれだけあるんですか。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 全体を集計していませんので、具体的な数字は今お答えできませんけれども、主に海岸通りに町管理の街路灯がございまして、現在うちのほうで管理しています50灯、あと、中央の駐車場内の灯具がたしか2本ございます。そのほかについては、ちょっと把握ができていませんので、数字については以上です。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） ありがとうございます。

そうしますと、町が管理している街路灯は、今回LED化することによって、完全に全体がLED化されるということで、解釈してよろしいんですね。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 今回の街路灯のLED化につきましては、うちのほうが所管

しているものを替えるということで予定しておりますけれども、中央の駐車場につきましては既にLED化されているものもございますので、そちらのほうはここに含んでいません。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 関連質問になると思うんですけども、このLED化によって町は明るくなります。道路における危険箇所も見やすくなるのかな、歩きやすくなる、車を運転しやすくなるというような対応になるのかなというふうに思われるんですが、道路上に設置されている危険箇所を示すカラーコーンの設置期間が長過ぎるのじゃないかというような指摘があります。危険を回避するために設置しているのであれば、何らかの対応をすべきではないか、カラーコーンの設置期間を短縮すべきではないかということをよく聞きます。昨日ちょっと質問した中で、町長が替わっても何も変わらないじゃないかと言われるような、こういったことも含めて、町民が指摘されていることだと思うんですね。

また、それだけにとどまらず、町道における交通標識の白線、それについて、センターラインとか一時停止などの白線がほぼ消えている状況が多く見受けられます。これは交通事故の発生が危惧されるんではないか。この状況については、昨日今日発生した状況ではないと思うんですね。かなり以前から徐々に摩耗してきている、そういう状況ではないかと思われます。住民もそういったことは町のほうに指摘してきているのではないかというふうに思うんですが、町道の管理者として、事故の発生などについての危険察知が予測されているんじゃないかなと思うんです。住民の方々に言わせると、予算がないからできないという説明があったとか、そういうことをよく耳にするんですけども、危険を回避するためには必要な予算計上をすべきじゃないかというふうに思います。予算がないと言われたら、ないはずない。危険だったら、予算は取るはずだからというふうに答えてはいたんですが、今回も特に道路に関することについての予算計上はされておりません。

日常生活に安全、危険というんですか、日常生活に直結する危険を伴うものであれば、必要な予算については当然計上すべきであって、計上しても配分されないので、町の予算の状況によって配分されないのかどうか、そういったことについてをお聞きしたいんです。それは財政課のほうに聞いたほうがいいのか、管理している担当課のほうに聞いたほうがいいのか、ちょっと分からんんですけども、一番言いたいことは、今言った白線が摩耗しているというのは、月の沙漠記念館通り、ちばぎんのところから出てくる、そのところがほぼ消えちゃっているんですね。一時停止する線も消えている。観光誘致を推進している御宿町ですから、交通量が多くあります。観光施設の場所でもありますから、道路を使っているのは住民だけではな

くて観光客がかなり多くあそこは通ると思うんですね。そういったところであれば、標識の明示については早急に行うべきじゃないかというふうに思っているんですが、今まで予算計上してきているのかどうか、それについてまずお聞きしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 白線の工事費、いわゆる交通安全対策工事ということで予算化させていただいております。こここの場所につきましては、緊急度ですとか優先度の中で、建設環境課から予算要求をさせていただいております。予算につきましてはつけていただいて、実施していますけれども、優先度に応じて予算要求をさせていただいているので、その中で工事実施とさせていただいております。

また、お話に出ました月の沙漠記念館周りの白線につきましては、今、令和8年度で実施できないか検討中でございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 予算要求をしていても対応が間に合わないということですか。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 白線につきましては、町内6メートルの車道があるところについて主立て引いてございます。全線の予算までは要求ができていない状況でございますけれども、隨時、緊急度ですとか優先度を見まして、措置させていただいているというような状況です。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 最近、かなり白線消えていますから、危険性が非常に高いと思います。皆さんも通っているんじゃないかなと思うんですけども、出会い頭にぶつかるというようなことも、停止線はもう完全に消えています。そういう状況を見て、8年度に対応しますというのちちょっと解せないんですけども、それについてどうなんでしょうか。何か予算配分は、予算要求しています、配分もされていますということなので、やはり見回り等についてお願いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 見回りにつきましては、隨時回らせていただきたいと思っております。また、パトロールの中で見ておりますので、ご指摘のとおり、そういう箇所が多う

ございますので、できるだけ速やかに、1か所でも減らすべく進めたいと思っております。

また、交差点、今、停止線とかございました。その件につきましては、また、公安委員会等と協議しながら、速やかに実施ができるように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 3問目になるので、ここでこの件については終了させていただきます。

次に、環境衛生事務費の中の備品購入費なんですけれども、237万1,000円ということで、今 の説明だとごみの減量化するために樹木を粉碎するというんですか、そういったことで購入するんだということですが、これはセンターに設置して、持ち込んできた樹木等について粉碎するのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） まず、この粉碎機ですけれども、現在のところは貸出しの仕組みをつくりたいということでございます。剪定枝10センチ程度の太いもの、それと背丈、膝丈より高い腰丈ぐらいの草、それを粉碎する2種類を用意して貸出しの仕組みをつくる予定でございます。

センターに置いて貸すことを、今、想定はしておりますけれども、やはり使い方の説明ですか、こういったものの取扱いについても、今後、細かいところを調整していく必要がございますので、運用までには、そういった細部についてしっかりと検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） そうしますと、センターに置いてあるということで、貸出しをしますよということなんですね。よく民間の人が、自分のうちにある樹木を伐採して何センチにして持込みできますよということありますよね。そういうものについても、センターに持つていけば対応していただけるということなんですか。自分でやるんですか。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 現段階では貸出しの仕組みづくりというところで検討してございますけれども、その辺の空いているところの時間帯といいますか、貸し出していない時間帯につきましては、町の持込み等もございますので、センターで使っていきたいと。その中で

一般の方が持ち込まれる分についても、そこで処理、対応が可能であれば、そういうしたものも含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝口一浩君）ほかに質疑ありませんか。

3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君）3番、塩入です。

13ページの電算システムの使用期間が延長になったということの、その部分のちょっと説明を改めてお願ひしてよろしいですか。

○議長（滝口一浩君）企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君）それでは、電算管理事務費の使用料につきましてご説明させていただきます。

9月補正の際に、標準化が御宿町においては今年度中の施行ができないということで、延期になるご説明をさせていただきました。延期になるということですので、本来であれば、システムの入替えが発生するところであったところを、現状、使っているシステムをそのまま今年度は3月末まで使用するということで、当初予算では予定どおり11月まで分しか計上しておりませんでしたので、その残りの4か月分を新たに計上させていただくということでございます。

今回、本来であれば、こちらが延びる関係上、標準化にかかっていた費用の精算も併せて行うべきところですが、まだ最終的な方針が出ていない中で、精算事務ができませんので、精算については3月で計上させていただくんですけども、システムの使用は12月からスタートしておりますので、まずはこちらのリース料だけを先に計上させていただいているということでございます。

○議長（滝口一浩君）3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君）3番、塩入です。

これ、一般会計から全額出すということみたいなんですねけれども、これは町のほうの手違いというか、町のほうが遅れているのでということで、国とか県とかからの補助金みたいなの負担みたいなのではないということなんですか。

○議長（滝口一浩君）企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君）こちらについては、本来ですと御宿町、5年リースですのと、あと3年ぐらいこのシステムを使うということで、それは本来は町が単独で支払う部分なんですねけれども、国の方針である7年度中に標準化になるということで、実際、今年度

中にもし変更ができていたら、リース残債という形で、町が一括して支払う予定だったんですが、そこについては標準化に対する補助金の対象経費にはなっておるんですけども、今回、ですので、その辺が残債の部分としての支払いではなくて、利用という形での支払いになりますので、その一旦は通常使用ということなので外れるんですけども、それ以外にかかる標準化の補助金の枠の中にはほかのものが入って、ちょっと上限を超てしまっているので、こちらリース残債を入れていたとしても、補助対象なんですが、実際は一般財源の持ち出しという形になってしまふということでございます。

○議長（滝口一浩君） 3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） 塩入です。そちらのほうは、じゃ、理解いたしました。

15ページのほうの火葬場の解体工事、これは以前の質疑においては、今年度設計で、来年度除却を検討ということを伺っていたんですけども、これ除却まで含めて今年度3月末までに終了させるということでよろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 火葬場の解体でございますけれども、以前、塩入議員のご質問の中で、7年度に設計、8年度に解体というところでお答えさせていただいているかと思います。

今般、設計が上がってきました、期間等を見ましたら3月末には実施ができるんじゃないかというところの日程等々が見えてまいりましたので、早期に解体すべく補正に組ませていただきました。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 6番、北村です。度々すみません。

先ほどの旧布施小学校のご答弁を伺ってちょっと気になったので、追加で関連質問させてください。

学校全体の再利活用というんですか、については検討中、それから、体育館に関しては避難所としての利用をというご答弁でした。旧岩和田小学校は、貸出しなんかもやっているかと思うんですが、その辺についてどのようにお考えなのかという点が一つ。

もう一つ、全体の利活用について、どのようなプロセスで、どのようなスケジュール感で活用を検討していくとお考えなのか、その辺についても教えてください。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） それでは、旧布施小学校についてなんですかけれども、今後の活用については検討しているというところを先ほど答弁いたしましたが、こちらにつきましては、旧岩和田小学校の体育館と違うところというのが、まず位置づけというところで、旧岩和田小学校体育館は社会体育施設として位置づけております。ですので、使用が可能というような状況になっております。

ただ、これをどうするかということに関しては、社会体育施設にするのかしないのかというところも含めて、今、検討をしているところでございますので、その後のプロセスと言われるところ、その検討次第になってしまいます。

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） そういう意味で、いつ頃までに結論を出さないとなみたいなスケジュール感みたいのがあればいいんですけども、今の時点で、もしないようであれば、まずはその辺を、目標をやはり設定するというか、腹をくくるというか、そういったこともまず必要なかなということで質問をさせていただきました。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

まず、13ページ、総務費、総務管理費、交際費、町長交際費5万4,000円であります、12月17日ですか、スペイン大使がお見えになるという中での経費だということが先ほど説明をいただきました。

この12月17日は、じゃ、具体的にもう間もなくだと思うんですね。これをどのように運用されるのかも含めて説明をいただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） それでは、12月17日のスペイン大使のほうがお見えになられるということで、こちらの内容について、今現在決まっている点についてご説明させていただきます。

まず、当日来られるのが大使、公使、そして通訳の方、それに伴いドライバーの方、4名で来られるということになっております。こちらにつきましては、6月5日のときに、こちらも町長のほうから何度かお話のほうございましたが、スペインの上院議員さんの友好団のほうが御宿町に来られまして、そちらに対して町の歓迎ぶりに非常に感銘したというようなことから、

プレートのほうを本国で作成いたしまして、そのプレートを大使のほうが直接御宿のほうに持つて来られるということで、贈呈式のほうを11日のほうで予定しております。内容につきましては、大使のほうのご挨拶とプレートの授与、そして町長の謝辞ということで、その後は、まだ大使のほうがガレオン船の帆柱、こちらのほうをまだ見ていただいたことがございませんので、岩の井さんとか、どちらのほうのご協力をいただき、その後、昼食等の予定となっております。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。分かりました。

スペイン友好議員団が来日した経過の中で、授与式を執り行うということのようございますが、スペイン国会議員友好議員団が日本国に訪れて、御宿町に見えられたというのは、歓迎式等参加させていただいたので承知しているんですけども、期間内のスケジュールですね。御宿町も公務でおいでになられたというご報告も承っておりますが、自治体とするとどのような自治体に訪問されたのか。御宿町以外ですよね。

それから、こうした非常に御宿町にとって名誉のある、こういうことだろうと思うんですけども、こうしたものというのは、ほかの今回の関係では、どのようなことがあったのか。情報があるのか、ないのかもあるとは思いますけれども、も含めまして説明をいただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） この議員団の皆様方におかれましては、日本、いわゆる大阪万博のほうを主として来られた、それに伴いスペインとの友好の発祥の地である御宿のほうも訪れたいと来たということで、市町村につきましては御宿町だけというような形で伺っております。その他、万博の会場、国会等に訪問のほうをして、全部で4か所ほど回った中で、市町村につきましては御宿だけというようなことで伺っております。

そして、御宿に伺いまして、6月5日の翌日にはスペインのほうに帰国していると、そういったような状況でございます。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

6月5日に見えてから、たしか大使から礼状が届いていたということをお伺いいたしました

が、その内容についても報告をいただきたいということと、もう一つ、この大使が見えた17日のことですけれども、やはりその場で終わらせるのではなく、御宿町の財産として、きちんと保存と申しましょうか、町民の皆さんのお報も含めて当然やられると思いますけれども、そういうひとつひとつの交流を町としてもきちんと記録にとどめて、その内容を、また町民の皆様も含めて共有できるように、多分そんなにたくさんの方がその場に参画は、今回の行事につきましてもできないというふうに思いますので、その辺も含めまして、この事業の在り方について検討いただきたいというふうに思いますけれども、それも含めて答弁いただけるでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） まず、大使の感謝状ということなんですけれども、大変申し訳ございません、ただいまその資料のほうをちょっと持っておりますので、そちらにつきましては大変申し訳ございません。

まず、今、石井議員さんのほうから、いろいろこの付き合いというか、こうした関係性をしっかりと次世代につなげていくというようなお話がございましたが、まさしくそのとおりでありまして、御宿町としましても、こうしたスペインとの関わりにつきましては、今後もずっと長く、しっかりと付き合いのほうはしていくというようなことを基本に進めていきたいとは考えております。

あと、このスペイン大使におかれましても、本国のほうからも、御宿町のこうした歓迎というのが本当に心に残ったというようなお話のほうを伺っております。しっかりと17日のほうも、大使のほうが自ら本国で作成されたそのプレートをお持ちになるということなので、その辺はしっかりと務めさせていただきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

御宿町はたしか国際交流協会と、そういう団体もあるうかと思います。

やっぱり町長が替わるといろいろ施策が変わります。そういうことも含めまして、民間の中からの協力もいただきながら、しっかりとした交流事業、交流ですよね。進めていくということが御宿町とっても大変大事ではないかということを申し上げさせていただきまして、次に移らせていただきたいと思います。

同ページのすぐ下の段でありますけれども、先ほど質問にありましたいわゆるLGWANですね。電子計算機使用料でありますけれども、塩入議員の質問の中で、いわゆる、この部分に

については、全体的な国からの交付金内で収まらないというような説明だったかと思います。

事務としては、こういう事務になると、町の予算の補正対応をするということの提案だと思うんですけども、なぜそうなったか。なぜこういう事態になったのかということを改めてお聞きをしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 今回、補正予算で使用料の追加をお願いした要因といたしましては、9月議会のときにご説明させていただきましたとおり、9月に入りまして町のほうで電算業務を委託しております会社から標準化に向けての準備がうまくいかないということで、今年度中には実施ができないという連絡を受けました。

その中で、年内だけではなくて、その先、来年度につきましても、現状、年明けを目指しているという回答ですが、それにつきましてもまだ確定ではないという中で、新しい標準化に対応したシステムの導入については先送りをさせていただくと。その代わり、今回、補正に上げさせていただきます電算機使用料というものは、住民班であったり、税務班であったり、そういったところの諸証明を出したりするシステムでございますので、途切れさせるわけにはいきませんので、現在の使用のシステムをそのまま継続をしたいというところでございます。

標準化に移行ができなかったということで、対象となる事業者から、県内だけでも10社近くございまして、県に間に入っていただきまして、ウェブですけれどもヒアリング等は実施をしていただいているところでございますが、いろんな要因が重なっているということで、どれか一つというわけではないということを県のほうからは伺っております。その中で、テストを繰り返し行っても、本番に移せる状況にないという判断で、取り下げているということでございます。それにつきましては、改修に向けて進めているということでございますが、その開始時期につきましても、現在、県も間に入っていただきまして、調整をお願いしているところでございます。

ですので、標準化ができるまでは、どうしても既存のシステムを使わざるを得ませんので、来年度当初予算につきましても、想定される月数分を同じように計上させていただいて、町の諸証明事務に影響がないような対応を取ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

私はかつてこのLGWANのシステム移行に、たくさん不安な要素があると。もともと国が設定した期間があまりにも短いのではないかと。そうであるならば、こういう事態が起こり

かねないということを私は当時指摘をさせていただいたと思います。

今般の事案は、本町の関係ではございません。事業所の関係でございます。であるならば、この費用ですね。分かりますね。契約書の関係ですよね。今後、これについての費用をどうするのか。契約書との関係の中で精査をするということが必要であるというふうに考えるわけでありますか、どうでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それにつきましても、標準化という形で、4月からガバクラ利用料とか標準化に関する経費も一般会計から支出してございます。その辺の負担の、事業者と我々のほうで負担するのがどのような負担割合になるのかとか、そういった部分がシステム利用料だけじゃなくて、幾つかの費用に分かれておりまして、それにつきましては、今まだ調整ができていない状況ですので、精算は3月の補正のときにさせていただくんですが、現在は、ちょっとリース料がないと事業ができないので、一旦は一般会計としてリース料は上げさせていただいておりますが、そのガバクラ費用を、標準化に係る4月以降支出している費用につきましては、相手ときちんと協議をいたしまして、その辺の負担の割合、あと、補助金の充当の部分とかも含めて今精査をしているところでございますので、それにつきましては3月の時点で計上させていただけたらと思ってございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 町長、私はこれは職員間の調整という範囲を超えてると思いますね。御宿町の代表として、この内容についてきちんと当該の会社に対して意見を申し上げていただきたいというふうに思うわけでありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 今、お話を聞いてると、御宿町だけではないような問題ですので、それはまた契約上のお話もあると思いますけれども、御宿町以外のところでもそういった不具合が出ているようですので、それはいろいろ話をして、損害が発生するようであれば、その話は進めようとは考えます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。厳正に対処することでおろしいでしょうか。  
分かりました。

じゃ、この内容でもう少し伺いたいと思います。

この利用開始日が延期されるということですよね。かなり全国的に多いと思いますけれども、

これ、同一歩調、開始日が同一日でない場合、住民サービスに対して、齟齬というか差異が生じるおそれがあるのか、ないのか。これは、庁舎内の職務だけで済むのか。先ほどの諸証明の発行とか言っていましたね。そういう部分のサービスにおいて、この御宿町において L GWA Nに移行しない、現在できて、ちょっと細かいところは分からんんですねけれども、いずれにしろ、その延長においてほかの自治体だったらできるのに、御宿町はできないことがあるのかないのかの確認をしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 標準化への移行につきましては、国のはうでは今年度というふうに期限を切って進めてきましたが、今、議員ご指摘のとおり、うちの関連事業者だけでなく全国的に多くの事業者が、今年度中の標準化が厳しいということで、国のはうもそういった状況を踏まえて、標準化の期間を最大5年間延期してございますので、現時点では5年間でございますが、5年間の間に標準化に移行できた団体とできなかった団体で住民サービスへの差異は発生しない状況でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。了解いたしました。

次に移ります。同ページでありますが、財産管理費、庁舎管理事業、需用費、光熱水費200万円ですか、この補正内容についてお伺いいたします。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 町有財産管理事業の光熱水費の追加補正でございますが、こちらは旧御宿高校に係る電気料でございます。旧御宿高校で新たにエアコンを追加で設置したことによりまして、電気使用量が大幅に増えたということで、今、旧御宿高校で利用している光熱水費につきましては実費ということですので、全て中央国際高校から負担をしていただいておりますので、その分の見込みを追加させていただいてございます。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（吉野信次君） 庁舎管理の電気料ですよね。こちら、4月の段階で、暖房とか冷房をかける大本の機械が不具合が起きて、夜間電力をふだん使用しているんですけども、それが夜間電力を使用すると冷えるところまでいかないというような事象が起きて、昼間、通常の電気料のときに冷やさないと、冷房がかからないとか暖房がかからないというような状況になりました。これについては、修理は済んでいるんですけども、全体の修理は、また、今後考えていかなければいけないんですが、その理由で電気料が増えたというところで、今回の

補正としております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

LEDということで関連にもなるかと思いますけれども、この庁舎内のLED化をしましたですよね。まだこれは最後まで終えていないと、中途だというふうに理解をしておりますけれども、非常に明るい、我々が使う委員会、それから事務室等も大変快適に仕事をさせていただいております。

この電気料なんですけれども、LED化して、いわゆる省エネはどうなっておるのかと。これは途中ですから、まだ見えない部分もあると思うんですけども、例えば事務室、それを蛍光灯からLEDに替えて、設計値があると思うし、ひとつひとつは定格という形で消費電力と、それは公示されているというふうに思いますので、その辺の差異、それから、たしかこの間は、一部運用面で、あまり必要性のないところは電灯を消しておったようなことも記憶してございます。ですから、決算上はそれほど変わらないということも多分想定されるかと思いますけれども、しかしそれも含めまして、今現在で、この事業効果ですよね。どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（吉野信次君） それでは、実際の電気料では、議員おっしゃるとおり、まだ比較がされておりませんので、計画値ということでお答えさせていただきます。

4階のフロア全体で、1日同じ時間の点灯をした場合に、電気料金が63%削減ということでの計画値となっております。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

かなり、蛍光灯でも、白熱灯だったら分かるんですけども、蛍光灯でも大幅な削減ができるという設計値ということでございます。分かりました。

これ、たしか相当多額の経費を使ってLED、この庁舎ですね、今、工事が進められているわけですよね。実际よくなっています。それから、昨日も答弁もあったかと思いますけれども、役場の例えば4階の廊下ですか。そこも丸いテーブルとソファーを置いてあるという形で、まるくなつて利用しやすい、それから、この議会棟の前のところなんですけれども、いろいろソ

ファーがありますけれども、これ明るくなつてから来庁者の方、そこで結構過ごされているというのを、前よりも多く感じます。

そういう形でやっぱり、この明るいということが、この庁舎、町民の皆さんのがそういう誰でも利用できる、そういう施設だと理解をしておりますので、せっかくの機会ですので、やっぱりそのことをきちんと広報すると。

それからもう一つは働き方改革の中で、服装なども非常にフリーな形なんですが、ちょっと見るとどなたが職員かどうかも分からぬと思うんですね。ですから、この庁舎管理の中で、そういうこともたしか職員の中で議論されて、いろいろ決められたと伺っております。今日も職員の皆さん、ネームタグされていますよね。小菅村ではありませんけれども、明るくなりましたと。それからまた、役場においての際は、職員はネームタグつけておりますので、気楽にお声をかけてくださいなどと、こんな、それからもう一つは、トイレ等もちょっとコピー用紙で案内をやられていて、それはそれで分かるんですけども、ちょっと古くなつたのもあろうかと思いますね。こうしたこともきちんと整理されて、やっぱり町民の役場、自由に使えるところ、また、許可があれば誰でも使えるところもあるかと思います。そういうことも改めて広報して、みんなの役場ですという形を、せっかくの機会ですので、広報していただけることが可能かどうか、そういう考え方があるのかどうかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（吉野信次君） まず、町長室の周りについては、昨日、副町長のほうからお話をあったとおり、また使いやすくなりましたよというような広報をしていく予定でございます。

また、役場内の表示について、議員にご指摘いただきましたので、おととい全てやり直して、きれいにもうなっている状態でございます。

今、課長会等でも話し合いをするようになっておりますので、その中で、より住民の方たちが尋ねやすいような対応を取るような形で、また話し合いをしていきたいと思います。

また、より役場に来ていただく努力は、またいろんな方面でしていかないといけないという部分を、今お話をありましたので、それに取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

では、次に移ります。同ページの防災諸費、防災関係事務ということで、委託料、全国瞬時警報システム更新委託396万円であります、この事務内容について説明を求めます。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（吉野信次君） この全国瞬時警報システムについては、気象庁から直接通達が来たものがそのまま放送で流れるというシステムでございまして、よく訓練ですということで、防災無線で流れると思いますが、その一斉通報のシステムの更新事業をするというところです。これについては全国一斉で行いますので、期間をこの期間でやってくださいという期間に、今、合わせている状態です。どうしても6か月程度、システム改修までにかかりますので、今やってちょうど6か月後に使い始められるような形でございますので、そういうようなシステムの改修でございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。了解いたしました。

今回の議会冒頭に、東北で地震があったということで、町長から、この場を使いながら町民に向けて注意喚起のご挨拶があったと思います。また、総務課長は担当の課長だということで、昨日、今日と防災服で出席しておられます。

今日の新聞を見ますと、後発地震注意というのは初めてのことだということあります。でありますので、この後発地震注意とはどういうものなのかと。その中で、この御宿町は、どういう、気象庁から発せられた内容について、どういう対応が求められているのかということなどについて説明を求めたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（吉野信次君） それでは、御宿町のホームページにも随時出されている内容をちょっと読ませていただきます。

北海道・三陸沖後発地震注意情報ということで、日本海溝・千島海溝周辺で大きな地震があった場合に、周辺で巨大地震が発生することへの注意を促す北海道・三陸沖後発地震注意情報が、内閣府・気象庁から発表されることになったということでございます。これは令和4年12月16日からの運用ということでございます。

この注意報の発表要件としましては、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に注意報が発せられます。

呼びかけの内容としましては、日本海溝・千島海溝地震防災対策推進地域の沿岸の住民に、地震発生後、特に1週間程度、すぐに避難できるよう準備を呼びかけるものでございます。

本県の対象地域としましては14市町村、銚子市から沿岸部、この近辺ですと、一宮、長生、

白子、御宿と、あとはいすみと勝浦が入っております。その銚子から勝浦市と館山市までということで14市町村が入っている状態でございます。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

ですから、その中で御宿町は後発地震注意報ですよね。そのものの意味が分からぬんです、まず。新しくつくられたこの制度がどういうものなのか。この後発地震注意報という新しい制度に基づいて、町長は今、総務課長がお読みいただいた内容を発したということですね。ですから、まず後発地震注意というのは、どういう内容なのかと。

それから、御宿町が該当しているというわけですけれども、その内容について、いま一度説明を求めたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（吉野信次君） 先ほど、呼びかけの内容としまして、これは住民向けの呼びかけの内容ということになっております。住民の防災対応としまして、日頃からの地震への備えの再確認、後発地震注意報の発表に伴う特別な備えとしましては、昼夜問わず、津波警報等が発表されても速やかに避難し命を守ることができるよう、すぐ避難できるような態勢を取ってくださいというような呼びかけをするということでございますので、特別というか、特別にこれが発せられているんですけども、通常よりは災害が起きる可能性があるということで、住民は特にそういうことが起きる可能性がありますよということで、予備知識という形の注意報が発せられているというような認識ということで、私も認識しておるところです。

発表されるのは、北海道から千葉県までということになっておりますけれども、千葉県は、東日本大震災のときにも被害があった県が千葉県まで及んでいますので、千葉県の沿岸部の14市町村が指定されたということで伺っております。

先ほど、基準ということで日本海溝・千島海溝沖の地震ということになっておりますが、先日、青森東方沖の地震ということで、あれがマグニチュード7.4だったと思います。なので、1週間程度、そういう大きな地震が起きるんではないかということの後発地震の注意報が発せられているということで認識しております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

こうしたことが住民の皆さんに大事だよということではないんですね。今、幾つか、7項目指示があると思うんですね。たしか総理大臣は、このことについて関係市町村自治体に全てのチャネルを使って情報発信するというお話をされていたと思います。ですから、この7項目をきちんとここで表明するというんですか、住民の皆さんもお聞きになっていると思いますので、私はそれが非常に大事じゃないかなと思うんです。

事務的なことではなくて、現実的にどういう注意喚起が呼びかけられているのかという内容なんです。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（吉野信次君） すみません、ホームページの中にも7項目書かれています、その中で北海道・三陸沖で発生する地震の津波浸水図を再確認すること。安全な避難場所、避難経路等を再確認すること。家族との連絡手段、集合場所を再確認すること。非常持ち出し品、食料、水、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ等を就寝時でもすぐに持ち出せるように準備すること。緊急情報を取得する携帯電話、戸別受信機の音量を平時よりも上げておくこと。水や食料の備蓄を再確認すること。携帯ラジオや携帯電話の予備バッテリー等を確認することを呼びかけの内容としております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 括弧のところも読む必要があるんじゃないですか。4項目め、非常持ち出し品の中に、最後の括弧の項目を読み上げなかつたんじゃないですか。正確に伝えるということが大事だということが言われているんじやありませんか。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（吉野信次君） すみません。非常用持ち出し品の食料、水、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ等を就寝時でもすぐに持ち出せるように準備する、女性、妊産婦、乳幼児や要配慮者において必要な物品も準備するということで、括弧内まで書かれております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

この間のこういう、要するに地震津波等の災害等について、デマ、流言、飛語ですよね。どれが正確な情報なのかと。今般もそれについて、政府のほうは、そういう情報に惑わされないで正確な情報、公的な情報をきちんと確認してくださいというような、そういう指示も出てい

ると思いますね。そういう面では、正確な情報を伝えるということが極めて大事であるというふうに思います。

もう一つ、今般のこの事務について、この地震があつてから今日まで、本町はどういう対応を取ってきたんでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（吉野信次君） 12月8日の23時15分に青森県東方沖地震が発生しまして、マグニチュード7.4でした。23時17分に津波注意報が発表され、23時23分に津波警報が一部切り替えられております。

12月9日の2時、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表され、2時45分に津波警報が注意報に切り替わりました。4時30分に防災対策班が役場に詰めました。その中で、千葉県防災システムに災害対策本部設置前の体制入力をシステムに入れたと。それで、ホームページのほうにも、この注意報の内容を載せたというところでございます。6時20分に全て注意報が解除となりましたが、北海道・三陸沖後発地震注意報は現在継続中ですので、防災班も1週間、そういう形での対応はしているんですけども、住民向けにはホームページを出したものと、1週間程度、登録している方へのメールを発信したところでございます。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

そうしたものを、やはり私たち住民に聞かれても大変困りますので、きちんと文書で、速やかに情報を共有していただきながら、御宿町の防災揺るぎなしという事務を取っていただくことを申し上げさせていただきまして、次に移りたいと思います。

次は、15ページですが、衛生費、環境衛生費、委託料、火葬場解体工事監理業務委託、工事請負費等であります。

先ほど詳細な質疑がありましたが、この火葬場というのは、使用停止をされたのはいつでしょうか。それから、今日まで何日間、期間がかかっているのか、お答えを願いたいと思います。

それから、近年においては、これらが計画の中に入れられておったと思います。それはどのような推移であったのか。この予算計上に係る経過について報告を求めます。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） まず、火葬場について利用停止をいたしましたのは、平成11年でございます。経過につきましては、平成で数えますと37年ですので、26年ほど経過をして

いるかと思います。

それから、これまでの経過の中では、今、資料、手元にございませんので記憶の中でお答えさせていただきますけれども、平成4年のときの……

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 大変重要な内容でございますので、正確な答弁を求めるべく思ひますので、暫時休憩を求めます。

○議長（滝口一浩君） 暫時休憩します。

(午前 11時35分)

---

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時46分)

---

○議長（滝口一浩君） 質疑の途中ですが、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 11時46分)

---

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

---

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） お時間をいただき申し訳ありませんでした。

資料を作成させていただきましたので、議長の許可が得られれば、お配りさせていただきたいと思います。議長、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） よろしくお願ひします。

資料をお配りします。

(資料配付)

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 議長の許可をいただきまして、お手元に資料を配付させていただきましたが、この資料につきましては火葬場の状況ということで作らせていただきました。

施設の概要、そして利用停止後の経過ということでまとめさせていただいております。

施設につきましては、昭和48年に建築をされた施設、西暦でいいますと1973年に建築をした施設でございます。この施設につきましては、待合所につきましては木造建て、煙突について  
は鉄筋コンクリート造りということでございます。

利用停止後の経過でございます。平成11年の4月から廃炉をさせていただいています。1999年  
の4月ということで、これ以降、いすみ市にあります大原聖苑での火葬に切り替わったとい  
うことでございます。

そうしまして、平成29年3月、公共施設総合管理計画の中で、廃炉後ですので、解体を予定  
するとさせていただきました。

その後、平成30年から平成34年までの第4次総合計画の中で、アクションプランにおいて、  
平成31年度の解体を重点施策に位置づけ、取り組むこととしました。事業費については、その  
当時1,000万円を見込んでおりました。

その後、平成31年3月、2019年でございますけれども、解体工事の事前調査を実施しております。  
こちらについてはダイオキシン、あるいはアスベスト調査を実施いたしております。

その後、令和4年2月に公共施設個別施設計画ということで、解体予定、時期の見直しをさ  
せていただいて、時期を未定とさせていただきました。

その後、経過の中で、令和7年になります火葬場解体設計を令和7年の当初予算に措置さ  
せていただきまして、今般、解体工事費、あるいは監理費につきまして補正に計上させていた  
だいたということが経過でございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

詳細な説明をいただいたところでありますが、昭和48年、1973年に建設されたということで、  
廃炉になってから解体する予定とした、いわゆる公共施設等総合管理計画に入れたまでが18年  
ですね。これは、廃炉にしてから、議会のほうでは、やはり普通ですと独立しているんですが  
れども、この火葬場は県道ですね、旧国道、県道に隣接をしている。しかも、その後ろが清掃  
センターということで、大原のごみを受託してからは、大原の処理のための車がこの前も通る  
ということだろうなというふうに思います。震災等があった場合に、非常に危険ではないかと  
いうことで、議会の中で、早く撤去すべきではないかという意見が出されておったことを記憶  
しております。

平成30年から平成34年、2018年から2022年、アクションプランというのは、これは事業費の

概算費用をきちんと盛り込んだ中での計画が出されたと。しかも、平成31年に解体を重点施策に位置づけるということですので、2019年ですか、2年目に、事業費1,000万円となったということで、それで平成31年ですから、この1,000万円の中で、多分、この次のダイオキシン及びアスベスト調査が実施されたということによろしいわけですよね。

そうであるならば、既に予算計上されたと。調査もしたと。そうしたら、今度、今般の設計工事、そして工事、今日、提案を受けているわけですよね。これが平成31年、もしくは繰越しをやって、2020年度に実施をするということですね。もし間に合わない場合、事業の繰越し含めてね。ということだと思うんですが、それが令和4年、2022年ですから、大分たって、改定予定の見直しとしたというようになっているわけですね。この辺の経過について詳細な報告を求めます。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） ただいまの石井議員さんの平成31年、第4次総合計画アクションプランの重点施策事業費1,000万円というのは、予算計上はされておりませんで、後期基本計画のアクションプランに事業費の予定として1,000万円程度であるということでのせておるだけで、実際には予算化されてはおりませんので、予算化をしたのは、7年度予算が初めてでございます。

（金井企画財政課長「すみません、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） アクションプランの重点施策ということで、確かに計画の時点では、31年度に火葬場の解体工事を実施する方向で計画には計上しておりましたが、そのとき、岩和田児童館の解体であったりとか、ちょっとその年次を入れ替えるような大きな事業があつたことから、実際には31年度に旧火葬場の解体工事費は予算計上はされておりません。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

平成31年3月、解体工事事前調査、これは調査実施ですよね。実施ですよね。実施するということは、アクションプランにのせたわけありますから、1,000万円、アクションプランですね。ですから、予算計上するということでですね。分かるんですよ。本来であれば、ここ、調査も実施したわけありますから、予算を計上して、このアクションプランを実行すべきだったということでしょう。それがなぜできなかつたって幾つか説明をいたしましたけれども、それがずっとなぜ今まで続いているのかということなんですよ。これ、何年ありますか。2022

年から今年2025年ですか。これは、今日も地震の関係でこういう事態になっているわけですね、日本中がね。先ほど、総務課長が今般の地震についてありました。大変大きな地震も想定されるので、1週間ですか、注意喚起ということではありませんか。ですから、その辺、お金の問題かも含めて、どういうふうになったかというのは全く分からぬんですね。もう少し、なぜ予算に計上されなかったか説明いただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 先ほど企画財政課長のほうから、他の事業と調整の中で、アクションプランの計画については、一部見直しがかかったというようなお答えをさせていただいているけれども、それ以降、最終的に解体の決定にまで至らなかつたということでありまして、先般、前の石田町長が、7年で設計する、8年で工事を実施するというようなお答えを令和6年の9月に塩入議員のご発言をきっかけにお答えをさせていただいて、この解体については、ようやく具体化が決定されてきたというようなことでございます。それまでの間につきましては、解体の決定まで至らなかつたということで、私たちの取組の不足があろうかと思います。ここは真摯に反省すべきところだと思っております。

また、今般、原町長になりまして、8年に工事という予定を立てさせていただきましたけれども、早期に一日でも早く、またこういう解体の工費についても、今物価が高騰しています。そういった中から、早期に着手するというような判断をいただきまして、今回、補正予算に上げさせていただきました。

事務方としましては反省すべき点は多々ございますけれども、一刻も早く解体できるように努めてまいりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 丁寧な説明ありがとうございました。

次に移ります。同ページの備品購入ということで、環境衛生費の中の17節備品購入、公用車購入とあるわけでありますが、この中で、先ほどもう一度、421万5,000円でよろしいんでしょうか。その内容、そして先ほど幾つか質問もあったわけでありますが、これらの機器を購入して、どのような効果を期待しているのかと。先ほどの説明の中だと、ただ単に、清掃センター、要するに焼却する前だけのようなイメージを受けてしまうんですね。多分これらについてはもっと様々な効果を期待して予算化されたのではないかというふうに思うわけでありますけれども、この事業の詳細と効果について説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 備品購入費ということで、2つの内容に分かれております。

まず、備品購入237万1,000円、これが粉碎機に関する予算でございます。もう一点、公用車の購入ということで、今般、環境整備員が使用します公用車に不具合が生じまして、買い替える必要がございましたので、組ませていただいたというものでございます。

先ほど申しました粉碎機でございます。これまで剪定枝につきましては、焼却場に入れて単に燃やしてしまうというようなことで処理しておりましたけれども、この剪定枝の有効活用、また、有効活用することで、ごみの減量を一層推進できるだろうと。また、資源化を図りまして、そういったものを改善していく、こういう粉碎機の貸出しの仕組みといいますか、仕組みづくりでごみを減らしていきたいというところで組ませていただきました。

基にございますのは、粉碎機を貸出しして、まず里山ですとか、地区で行いますものをその場で処理していただくことで、持込みの燃やすごみが減るんじゃないかというようなことで仕組みづくりを検討させていただきました。

また、この対象につきましては、営利を目的にしない方にお貸ししたいと。それから、団体や町内会、複数人で、御宿は団体が少のうございますので、複数人でできる仕組みづくりをしたいというのがベースでございます。

また、シルバー人材バンクが、町社協のほうで事務局をやっておりますけれども、こういう仕組みもございますので、やはり操作に熟練いたしますと、これは複数人じゃなくても大丈夫なところが見込まれますので、こういった方をベースに貸出しをして粉碎機を使いたいということが仕組みづくりの中のベースでございます。

ただ、毎日使うものでもないかと思います。田中議員さんが先ほどの質問の中で、そういう空いている時間の無駄な時間、あるいはそういう貸している時間、そういう方たちの利用はどうなのというご質問だったかと思いますけれども、そういったものについてはまた、利用の状況等もありますので、まずは仕組みづくりの中で検討し、そういう観点については、また細部については、また、運用まで少し事務方で練らせていただければと思います。

また、備える備品につきましては、軽自動車のトラックに載せられる、枝のサイズでいいままで10センチから11センチ程度の枝まで処理できるようなものが軽トラックに載りますので、これを1台、それから、草木、女性でも扱えるような草木の、一般的にはハンマーモアと言われるものですが、これは荒れ地の管理とか、そういうものが主になります。こういったものを備えて、こういった燃やすごみにしないと、資源にしていくというようなところで、貸

出しの制度を考えたというような中で予算計上させていただきました。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

これ、可決成立後の実施状況については、そういう運用等詳細についてはまた議会のほうにお示しいただければと思います。

今のハンマーモアなんですけれども、今年は見て分かるとおり、セイタカアワダチソウですか、もう2mを超える成長をしています、もう木のようになっておりますので、普通の家庭の草刈り機ですか、それではなかなか大変だという声も伺っております。大変広範囲にわたる植生状況が見受けられておりまして、景観上も少しどうなのかなというふうにも思いますので、こうしたものをもし活用できるならば、そうしたことなどにも利用は可能ではないかと思うんですけれども、ちょっとその部分だけ、どうなんでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 私どももその辺考慮に入れて、ハンマーモアを複数台、2台程度、最初のときは用意しようと、そういうったものに活用できるんじやないかというような中で、仕組みづくりをさせていただいているので、石井議員さん言われるとおり、景観上も改善をしていくというようなところもございますので、しっかりと仕組みづくりをさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 機械でございますので、安全対策も、あと注意だとか含めて、それにについても充分な配慮をお願いしたいと思います。

次に移ります。17ページですが、教育費、学校管理費、小学校管理事務事業で修繕料32万8,000円ですが、この内容について説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） それでは、小学校管理事務事業の修繕料でございますが、こちらは小学校のチャイム、校内放送設備が故障によりまして、既存の予算で早急な対応で修繕を行ったことから、今後の修繕を見込んで所要量を追加補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

本定例会に先般、学校訪問させていただいた報告書を提出させております。1年間の中で、毎年訪問させていただいているわけですが、非常に老朽化が激しくて驚きました。詳細はそちらのほうに明示してございます。

新年度に対する緊急予算要望となっているわけでありますけれども、もう一刻も早く対応しなければならない、子どもたちの安全、保護者の安全含めまして、そういう状況もありました。

ちょっと先の学校ですよね。どうするかということの協議を始まったというか、検討会みたいな形で動いているという話があったようですが、この現在の御宿小学校、これどうするかと。かなり多岐にわたっているんですね。これ例えば調査をかけて、工事を依頼すると。そうしたならば、1年ぐらい先になってしまふんじゃありませんか。それも工事ですよ。工事が終わったといつたら、多分、それもまだ先になるということですね。であるならば、本年度中にそうしたもの調査ということが必要ではないかというふうに思うわけであります。

しかし、補正予算にのっておりませんよね。これは教育委員会じゃないんですよね、実はね。学校管理、施設管理は町執行部の責任ですよね。これは教育委員会ですか。教育委員会は使用ですね。これについてはどうするのかということも大変大事な課題になると思います。

ここまで来ているわけですので、今後どうするのかと。速やかな協議という、そして、現在の学校の改修方針ですよね。私は定めるべきではないかというふうに思うわけでありますけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 学校がいろいろ不具合があって、早急にしなきゃいけないというのも聞いて分かっております。

ただ、私、ここ1年、町政のほうに携わってきて、やはりそういうのが求められるものと行政がやるスピードにまだかなり乖離があるとずっと思っていました。普通であれば早急だから、じゃ、やろうと言いたいんだけれども、予算があるとか、議会の承認が必要とか、そういうところに非常に私はまどろっこしいなと思っているところがずっとありました。ですから、じゃ、すぐできるかというとそうでもないので、そこいらを組みながら早く進めていきたいというところです。

今、言われたことの早急の分については、検討、今、話は上がっておりますので、進めるようにいたします。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に進みます。教育費、学校管理費、中学校管理事務事業990万円、いわゆる御宿中学校体育館、柔剣道場のエアコンの設置であると思います。

この内容、これは設計でありますので、これ、今年度中に設計を終えて、多分、次年度に工事だとかと進むと思うんです。事前に経過については説明を受けているわけでありますけれども、いつから工事着工で、いつ頃まで終えるのかと。その工事の進捗について承りたいと思います。

もう一点、空調設備に関する財源構成がどのようにになっているのかと、これは幾つか過去に案があったと思います。この事業、冒頭のほうにあるとは思いますけれども、それについても、歳入面、事業費の内容についても併せて説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） それでは、中学校管理事務事業の中の委託費、空調設備設計委託について、事業概要のほうから説明させていただきたいと思います。

御宿中学校の体育館、武道場は、生徒たちの学習の場、生活の場であるとともに、災害時には避難所としても活用される学校施設でございます。避難所としての活用は、直近では、今年の夏、7月30日ですが、カムチャツカ半島付近を震源とする地震の影響による津波注意報の発表による避難がございました。

今年の夏は全国的にも記録的な猛暑であり、当日は町でも30度を超える気温が予想されましたので、避難してきた方が熱中症にならないよう、御宿中学校の避難場所を体育館や武道場から空調、クーラーの設置されている中学校の多目的室を避難場所として開放し、対応をしたところでございます。

また、昨年11月の定例議会におきまして、生徒を含めた42名の請願者から御宿中学校の剣道場、柔道場にエアコンの設置を求める請願が提出され、採択されているところでございます。

つきましては、生徒の快適な学習環境の向上を図り、避難所施設としても避難所機能を強化し、対災害性の向上を図るため、御宿中学校の体育館、武道場に空調設備の設置を行いたいと考えております。今回の補正予算は、この空調設備の設置に係る設計委託費を計上させていただいております。

設置までの予定でございますが、今回の12月の定例議会で補正予算として設計費を計上させていただいております。これが採択いただけましたら、12月から1月にかけて、入札、契約を行いまして、1月から委託の期間となりますが、3月中に設計が完成しない場合は繰越事業とさせていただきまして、5月中の設計完了を目指します。

その後ですが、6月の定例会で補正予算で工事費を計上させていただきたいと考えております。これがご承認、採択いただけましたら、6月から7月の間で入札と契約を行い、工事期間としては6か月間、7月から12月まで、12月中の完成予定を目指しております。

また、この空調の使用につきましては、生徒の学習環境の向上はもとより、避難所機能の強化を目指したものでありますて、停電時でも稼働できるなど、災害時にも強い機能性、また初期の設置費用やランニングコスト、対災害性などを考慮して検討しております。

財源ですが、財源につきましては、緊急防災・減災事業債、こちらが充当率100%、元利償還金の70%を地方交付税措置というものがございますので、こちらにて対応したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

---

#### ◎動議提出の件

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

動議を提出いたします。議案第5号について議員間討議の場の設置をお願いします。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井議員より議員間討議の動議が提出されました。

この動議について追加することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

提出された動議のとおり決定いたします。

これより委員会室にて議員間討議を行います。

討議に対して、町長の出席を求めます。

それでは、暫時休憩とします。

（午後 2時00分）

---

○議長（滝口一浩君） それでは、討議を終了しましたので、引き続き開会いたします。

（午後 3時16分）

---

○議長（滝口一浩君） それでは、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

（発言する者なし）

○議長（滝口一浩君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

8番、石井芳清君。

（8番 石井芳清君 登壇）

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。本予算案に賛成の立場から、先ほど行われた議員間討議の意見を踏まえ、討論します。

賛成の主な理由は、中学校の体育館、柔剣道場のエアコンの設置、火葬場解体事業を繰り上げて年度内実施したことなど、真に緊急な事業であることです。

なお、この予算案の執行に際し、次の事項の速やかな説明と協議の場を求める。

1、重点支援地方交付金の運用方針について。

2、御宿ビーチタウン協議会について。

3、御宿小学校の改修について早急な方針を示すことについて。

4、野沢温泉村の野生獣被害など、海山交流事業実施に向けての情報の共有について。特に御宿小学校ですが、先ほどの今般提案をした報告書の一部を紹介させていただきます。

御宿小学校について、今年度は、布施小学校が令和7年3月に閉校したことに伴い、布施小学校の児童の受け入れ後初の訪問で御宿小学校の更新事業の方向性が定まらない中での訪問となつた。児童は元気に学校生活を送っているようであった。しかし、小学校の更新問題もあるため、例年指摘のある天井のコンクリートの剥離や雨漏り、トイレの状況など、学校施設の安全性や修繕が進まない状況について、早急な対応を求めたい。学校側は二重投資となるのではないかと要望を躊躇しているが、施設は1年間で加速度的に老朽化が進行している。例えば3年間といえども、子どもにとっては、小学校の半分の期間を過ごすことになる。大人の都合ではなく、子どもファーストで安心して学べる環境づくりが急務であると考える。

以上、賛成討論といたします。

○議長（滝口一浩君） ほかに、原案に反対の方の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 次に、原案に賛成の方の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎請願第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第6、請願第5号 終活支援事業の実施についての請願を議題といたします。

お諮りします。

請願第5号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、請願第5号は委員会の付託を省略することに決しました。

紹介議員、土井茂夫君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

(5番 土井茂夫君 登壇)

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

請願第5号 終活支援事業の実施についての請願。

御宿町議会議長、滝口一浩様。

請願者、御宿町須賀、大野京子。

紹介議員、土井茂夫。

請願理由・経緯といたしましては、本町においては、高齢化が進み、特に独居高齢者や、親族とのつながりが希薄な高齢者が増えております。そのような中、人生の最終段階を自ら考え、準備する終活に関する不安や相談の需要が高まっております。

請願者が求めている終活支援事業は、自分が入院したときの保証人問題や、葬儀の執行、死後の様々な事務手続に関する基本的な情報提供、相談体制の整備など、自分たちが今を心配なく安心して暮らし、自分らしい最期を迎るために必要な取組です。

個人や民間企業でもこのような事業を行っているところでありますが、経済的に余裕のない高齢者には、非常に高額であったり、企業においては、契約後、倒産のリスクがあります。このようなことから、信頼のできる行政が主体となって支援を進めることは、高齢者の不安軽減や、家族、地域の負担の軽減にもつながります。

以上の理由から、終活支援事業の実施について、本町としては意義ある早急に検討すべき内容の請願であると考えますので、ご採択いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、採択された際は、御宿町議会から町長へ、この請願を添付いたします。

説明は以上です。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

請願第5号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、請願第5号は採択することに決しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（滝口一浩君） 以上をもちまして、今定例会の議事日程は全て終了しました。

ここで原町長より挨拶があります。

原町長。

（町長 原 宏君 登壇）

○町長（原 宏君） 令和7年第4回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

このたびの定例会では、全5議案につきましてご審議いただき、いずれもご承認、ご決定い

ただき閉会の運びとなりました。御礼を申し上げます。

本定例会の審議の中でいただきました貴重なご意見、ご助言を踏まえながら、町政全般の発展、向上に邁進する所存でございます。

特に先ほどの賛成討論においてご発言いただきました件については、前向きに検討させていただきます。

12月を迎える皆様方におかれましてもご多忙のことと存じます。体調など崩されないようご自愛いただき、今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願いを申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 議員各位には慎重審議をいただき、また、議事運営につきましてもご協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

以上で、令和7年御宿町議会第4回定例会を閉会いたします。

2日間にわたりご苦労さまでした。

(午後 3時27分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　滝　　口　　一　　浩

署　名　議　員　　岩　瀬　環　樹

署　名　議　員　　塩　入　健　次